

日本学術会議 基礎医学委員会/臨床医学委員会合同法医学分科会（第24期・第1回）  
議事録

日時： 平成30年4月18日（水）14:00-16:20

場所： 日本学術会議6階 6-A会議室(1)

参加者： 藤田眞幸、西谷陽子、田中純子、中山 淳、橋本優子、増田しのぶ、鮎澤純子、松本博志（敬称略、計8名）

議事：

1. 参加者自己紹介

2. 委員長、副委員長、幹事選出

審議の結果、委員長に藤田眞幸、副委員長に西谷陽子とすることが、委員全員により承認された。つづいて、幹事に橋本優子が選出された。

3. 委員長、副委員長より日本における法医学の現状が報告された。

(1) 法医学における次世代をになう人材の確保—法医学の特殊性・現状・課題について  
(藤田)

- ・法医学は安全・安心な社会を構築するために不可欠であるが、その重要性や特殊性は医師の間でも十分に理解されていない。
- ・死後の診断も重要であり、死因の決定は、損害賠償、保険金請求や遺族感情の保護など、当事者にとっても重要である。また、同時に、治安維持や事故の再発防止など、社会全体にとっても重要である。
- ・法医学的診断は、法的責任の解明を目的とするものであり、治療方針の決定を目的とする臨床診断とは、その視点を異にするものである。
- ・法医学的診断は、対立している当事者のいずれかにとって不利に働くため、正しい診断であっても、どちらか一方には歓迎されないのが普通である。そのため、正しい診断であっても、強い反論によって歪められる危険性があり、念入りな分析による科学的客観性だけではなく、第三者性などの社会的客観性が強く求められる。
- ・臨床診断が医学的に出されて、医学的に用いられるのに対して、法医学的診断は医学的に出されたとしても、社会的な目的に用いられるものである。したがって、社会的な都合のよさで評価される危険性がある。安易な方法であれ、望んだ結果を、安い価格で出してくれる者が、歓迎される状況に陥りやすい。

(2) 法医学教室の現状（西谷）

- ・司法解剖（大学法医学教室が担当）は約8500件/年。88機関あるが、1県1機関が35県、さらに1県1機関1法医学者が16県あり、容易に法医学者不在となる県が多数ある。

- ・行政解剖(監察医が担当)は約 10500 件。常勤監察医は少なく、非常勤監察医の多くが各大学の法医学教室員が担当。
- ・大学法医学教員約 160 名、大学院生約 40 名、常勤監察医 14 名
- ・大学毎の偏り、ポストとの不一致。大学に残る教員＝転勤可能な教員となっている。
- ・国立大学での教職員数の減少  
(教員ポストが[1]のみ、技術員・事務職員の定員減少、有期雇用が多くなってきている)

### (3) 法医学における次世代人材確保 (藤田)

- ・若い医師の人材確保は、法医学の学問的発展のみで解決はできない問題であり、社会的アプローチが必要である。
- ・若い医師が進路選択の上で重要視していること、選びたくなる条件、選びたくなる条件などを知る必要がある。また、法医学に進まない理由や、どのような点が改善されれば法医学に進みたいと思うかなどについて実態調査する必要がある。
- ・待遇面では、解剖等の業務に費やす時間が多く、他の基礎医学の分野のように研究の時間を確保できない。また、収入は臨床医ほどなはない。一方、昇進は早い傾向にある。
- ・法医の専門資格として、法医認定医という資格はあるが、日本専門医機構の専門医制度には入っていないため、臨床医以上に時間をとられるのに、いわゆる「専門医」にはならない。
- ・対策としては
  - 1) CBT や国家試験、研修制度、病理専門医研修など、若手人材と法医学の接点を確保する。
  - 2) 放射線科など、関連分野との連携の推進。ただし、他科でもできるとなると、他科に行ってしまう可能性がある。
  - 3) 法医に捜査権限を与える。病理医は最終診断権限を有するが、法医は捜査機関が社会的に最終判断をするため、他の医師の業務に比べて従属的な面がある。
  - 4) 法医学に対する理解を深める啓発活動・社会教育を行う。まずは、医師の理解を高め、社会全体に理解を広げる。
  - 5) 海外における実態調査を行う。
  - 6) 人材が不足している他科や過疎地の病院の採用担当者、社会学者、就職(送り込む側)やリクルートの専門家などを招聘し、意見を聞いていく。

### [意見と質問]

- ・学生への接点を増加させるには？

- ① CBT 問題の増加：今は 4-5 問程度？（過去問も少ない）。
- ② 研修制度に組み込んでもらう・・・法医学側の人員不足。
- ③ 病理との連携（病理専門医申請の必要解剖件数のうち 5 件は法医学解剖で可、文科省の連携プログラム：法医学間連携 1 コース、病理-法医学連携 3 コース）。
- ④ 学生にアンケート、アンケートの結果を教育・講義に応用。
- ⑤ 学生からの意見：「法医学のアウトカムが見えない、勉強法がわからない」を改善。
- ⑥ 法医学を選択した場合のキャリアパスを提示できるようにする。

・社会に必要な学問として周知するには

- ① 犯罪の抑止力になっている。
- ② 阪大大学院 死因究明コース：社会学との接点。
- ③ シンポジウム開催（犯罪に応用される可能性があるため、内容の検討が必要）。
- ④ 上手な見せ方を考える。

・その他

- ① 関係省庁が複数？ 厚労省、文科省、警察庁？のどこに協力等の要請すべき？それとも領域毎（医学教育、教職員の待遇、研修医の研修内容、司法解剖など）の担当省庁に要請。
- ② この分科会の end point や周知する対象を明確にする。
- ③ 法医学の skill は医療安全の観点から必要かつ重要である。  
・・・モデルコアカリキュラムへアプローチ（医療安全→解剖）
- ④ 学生がやりたい、選択する科にするための戦略を考える必要がある。
- ⑤ 法医学解剖診断の精度管理、評価はどうなっているか  
（医学的に正確な診断と社会的な判断とは異なる可能性があり、難しい面はある）

4. 今後の予定/計画

- ・3-4 ヶ月毎に勉強会を行う予定。意見を伺いたい方を各委員から推薦。

（議事録担当： 幹事 橋本 優子）